

長野県知事選挙2026 候補者へ聞いてみました！

核兵器禁止
条約

国政と
地方自治

官製結婚
プレコン
セプション
ケア

憲法9条
について

包括的
性教育
SRHR

労働
処遇改善
ケア

被爆者
援護

長野県人権
尊重の社会
づくり条例

阿部守一候補

信州大学の
安全保障技
術研究推進
制度への
応募解禁

戦争遺跡の
調査・保存
活用

差別をしない
させない
県政へ

地域社会の
包括的ケア
への支援

質問したのは…

長野反核医療者の会
ジェンダーを考える長野県民の会
松本強制労働調査団
共生長野県民有志の会
県民有志（個人）

投票日は8月9日！



核兵器禁止条約

核兵器禁止条約(以下、TPNW)は、核兵器の開発・保有・使用・威嚇などを全面的に禁止し、「核兵器のない世界」の実現を目指す国際条約です。2021年に発効しましたが、日本政府は現在も署名・批准、参加をしていません。一方、長野県議会は今まで2度にわたり、日本政府にTPNWへの署名・批准を求める意見書を可決しています。

Q1 .核兵器禁止条約

県議会の意思を踏まえて、当選された場合に知事として、TPNWについて政府へ更なる働きかけを行うことに賛成ですか。

☒ **どちらかといえば賛成**

理由、またどのような取り組みをお考えか、実施時期の目安や県政全体における優先順位なども含めて具体的にご回答ください。

核兵器のない世界の実現は、人類共通の願いであり、被爆 80 年を迎えた今、その実現に向けた取組を着実に進めることが重要です。一方、核兵器廃絶を実効性あるものとするためには、核保有国を含む全ての国が足並みをそろえることが不可欠であるため、「どちらかといえば賛成」としました。長野県議会がこれまで2度にわたり意見書を可決したことを重く受け止め、平和教育や被爆体験の継承など、恒久平和の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。また、ヒバクシャ国際署名に署名しております。

Q2.被爆者援護

原爆被爆者に対する援護策の一つに介護保険利用助成制度（介護手当、家族介護手当等）があります。被爆者の高齢化に伴い本来、必要とされている制度であるにも関わらず、長野県内において令和7年度末現在、健康管理手当が50件に対して、介護手当、家族介護手当とも0件で利用実績がありません。（厚生労働省発表資料より）これは、当事者である被爆者およびその家族、またケアマネージャーなど関係者に対して、制度についての周知が十分届いていないことが原因であると思われます。

Q2.被爆者援護

県として、介護保険利用助成制度の周知をより丁寧に行い、早急に制度の活用促進を図ることについて賛成ですか。

☒ **賛成**

長野県内の被爆者(2世3世も含む)への援護の充実のために、どのような取り組みを行いますか？実施時期の目安や県政全体における優先順位なども含めて、具体的にご回答ください。

被爆者の皆様が安心して暮らせるよう、必要な支援を確実に届けることは重要であると考えています。介護手当及び家族介護手当については、令和6年度まで受給されていた方が令和7年度から支給の対象外となったため、利用実績がなかったと承知しております。

該当される方には、国から制度に関する通知が行われていますが、県としても、健康相談をはじめ、不安やお困りごとがある際の相談窓口として各保健所をご案内しています。今後も、被爆者の皆様が適切な支援や相談につながるようなことができるよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

Q3. 憲法9条について

憲法9条の改憲については憲法審査会で議論が行われています。長野県でも昨年、戦後80年に合わせた長野県世論調査が行われました。調査結果は「憲法9条の改憲は必要ない」が47.4%で最も高く、「必要がある」としたのは23.6%、「何とも言えない・分からない」が28.3%でした。

Q3. 憲法9条について

憲法9条の改憲に関してはどうお考えでしょうか。先述の調査結果を踏まえて、お答えください。

☒ **どちらかといえば憲法9条を堅持すべき**

9条改憲の議論に関するご意見をお聞かせください。

憲法改正の是非については、国会の発議に基づいて最終的には主権者である国民が判断するものです。国民に多様な意見がある中、公権力の行使も行う知事が、憲法の各条項について改正する「べき」「べきでない」といった強い意思表示を行うことについては、慎重さが求められると考えております。

しなしながら、日本国憲法の基本理念であります、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義については、今後とも堅持されなければいけないものと考えていることから、「どちらかといえば憲法9条を堅持すべき」とさせていただきます。

国会において、日本の未来を展望した丁寧な議論を行っていただき、国民1人1人が主体的に判断できる環境を整えていただくことが重要だと考えております。

Q4.県内の戦争遺跡の調査・保存・活用

戦争遺跡は地域における戦争の実相を伝える重要な証拠です。しかし戦後81年目を迎え、開発や風化、関係者の高齢化により戦争遺跡が記録されないまま失われる危機にあります。長野県には数多くの戦争遺跡がありますが、文化財登録されているのは7箇所(市町村指定文化財5、国登録文化財2)にとどまります。都道府県が主体となって悉皆調査を行う動きがあり、例えば沖縄県は1000を超える戦争遺跡を調査し報告書を作成しています。



松本地域振興局 総務管理課ブログより引用

Q4.県内の戦争遺跡の調査・保存・活用

長野県内各地に残る戦争遺跡について、県として所在調査・悉皆調査をおこない、史跡・文化財に指定し保存することが必要だと思いますか？

☒ **どちらかといえば必要**

Q4.県内の戦争遺跡の調査・保存・活用

戦争遺跡の保存、活用のためにどのような施策を行いますか。実施時期の目安や県政全体における優先順位なども含めて具体的にご回答ください。

戦争遺跡は、戦争の記憶や歴史を後世に伝え、平和の大切さを学ぶ上で貴重な歴史的・文化的資産であると考えています。

一方で、保存や文化財指定に当たっては、歴史的・学術的価値や保存状況、所有者や市町村の意向などを十分踏まえる必要があると考えます。文化財として守っていく上では、歴史上、学術上の価値を評価していくための基準が必要だと考えており、教育委員会において、全国一律の取扱方針を示すよう国に要望しています。戦争遺跡の平和学習や郷土学習などへの活用を進め、次世代へ戦争の教訓を継承してまいります。なお、戦争の悲惨さを継承する観点から、満蒙開拓平和記念館の設置を県として支援いたしました。

Q5. 信州大学の安全保障技術研究推進制度への応募解禁

信州大学は2017年、防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」について、研究成果が軍事目的に転用される懸念などから応募を見送りました。しかし2025年にはこの方針を転換し、応募を可能としました。

大学は学問の自由と大学の自治を基盤としながら、地域社会の信頼の上に成り立つ公共的な存在でもあります。しかし2025年の方針転換については、学生・教職員などの大学関係者・地域住民への十分な説明や議論がないまま進められ、その不透明性について問題視する声が多数上がっています。

Q5. 信州大学の安全保障技術研究推進制度への応募解禁

「大学におけるこのような重要な方針転換は、学生・教職員・地域社会との十分な対話と民主的で透明性のある対話を経て行われるべきだ」という考えについて、あなたのお考えに最も近いものをお選びください。

※どれでもありません。

Q5. 信州大学の安全保障技術研究推進制度への応募解禁

大学の自治や学問の自由を尊重し、学生・教職員・地域住民への説明責任や対話を実現するためにはどのようにしたら良いと考えますか。

また大学が県民に信頼される公共的な存在であり続けるために、県はどのような役割を果たすことができますか。

信州大学は学問の自由と大学の自治が保障された国立大学であり、知事の任にある者は、大学の自主的な判断を尊重することが重要だと考えます。安全保障技術研究推進制度については、国民の安全や技術革新等への期待がある反面、今回の背景には大学運営費交付金の不十分さがあるのではないかと指摘もあります。

私としては、大学の自治を尊重するとともに、信州大学が世界と地域に貢献する優れた研究・人材育成を進められるよう、引き続き連携してまいります。

大学が質の高い教育・研究を継続し、優れた人材を地域や社会に輩出していくためには、安定した運営基盤の確保が重要です。

県では、これまで受験生の選択肢の拡大につながる学部・学科を新設する大学に対する支援や県内大学の魅力の発信を積極的に行ってきました。

今後とも、大学の自主性や学問の自由を尊重しながら、産学官連携や地域課題の解決、人材育成などについて連携・支援を進めるほか、県内各大学の魅力をもっと発信していきたいと考えております。

また、高等教育機関が必要な研究活動を行うことができるよう、国に対して大学への財政支援の充実を求めることも重要と考えます。

Q5. 信州大学の安全保障技術研究推進制度への応募解禁

大学は地域に人材を輩出する役目を担っています。大学運営が厳しいことから、経営改善を目的として軍事研究を政府と共同で行う大学が増えており、今回の信州大学の決定もその流れの中にあると考えます。しかし、それは平和主義を掲げる日本では許されないことではないでしょうか。

これら問題を解決するために、大学に対して補助金を支出するなど、県として大学運営を支える施策をお考えでしたらお書きください。

Q6.女性差別撤廃条約・選択議定書

女性差別撤廃条約はあらゆる分野で性別による差別を受けない権利を保障しており、法律や権利のなかの差別だけでなく、社会慣習・慣行のなかの性差別をなくすことも求めています。日本はこの条約にすでに批准していますが、条約の実効性を強化する「選択議定書」には批准していません。

長野県では、県議会とすべての市町村議会で「選択議定書の批准を求める」意見書が可決されました。選択議定書に日本政府が批准すれば、「選択的夫婦別姓制度」や「男女賃金差別」について国連に「個人通報」できるとされています。しかし現状では批准していないため、性別による差別が長年温存されたまま、次の世代に差別が継承されています。

県が策定した第6次長野県男女共同参画計画 に「2025年は条約批准から40年の節目」とありますが、41年の間に長野県のジェンダー平等はどこまで進んだのでしょうか。

Q6. 女性差別撤廃条約・選択議定書

女性差別撤廃条約 選択議定書に日本政府が批准することに賛成ですか？

※どれでもありません。



Q6. 女性差別撤廃条約・選択議定書

賛成の場合、どんな働きかけをどこへしますか？また批准に向けて何に取り組みたいです か？実施時期の目安、県政全体における優先度も含めて、お書きください。

選択議定書の批准は国の権限に属する事項ですが、長野県議会をはじめ県内全ての市町村議会が批准を求める意見書を可決していることも踏まえ、県民の声が国に適切に伝わることを期待します。

女性が能力を十分に発揮できる社会を実現することは極めて重要であり、県としても審議会委員や行政委員会委員、県庁幹部職員における女性比率の向上など、男女共同参画に向けた取り組みを進めてまいりました。今後は、第6次長野県男女共同参画計画に基づき、女性の意思決定への参画拡大、男女間賃金格差の是正、仕事と家庭の両立支援、性別にかかわらず誰もが能力を発揮できる環境づくりなど、ジェンダー平等の実現を県政の重要課題として着実に推進してまいります。なお、全国知事会会長としては、ジェンダー平等の推進を重点テーマとして掲げ、就任後、新たに男女共同参画推進本部を設置し、知事会全体の重要政策の一つとして取り組んでいます。

Q7. ケア労働の処遇改善

介護、保育、障害福祉、医療などの「ケア労働」は、県民の暮らしを支える重要な仕事である一方、人手不足が深刻であり、他業種と比べても賃金水準の低さが課題です。

ケア労働者が安心して働くためには労働条件や待遇を良くする必要があります。そのためには国への制度改善の要望や国の補助制度の活用だけでなく、県独自の財政支援を進めたり、労働環境の改善をすることが重要だと考えます。

また、保育士や図書館職員など、市町村が任用する会計年度任用職員については、市町村ごとの賃金や待遇の格差が大きいことも課題となっています。県として、賃金水準や処遇の底上げに向けた支援や、市町村間の格差是正を図るには、県主導での取り組みが必要です。

Q7. ケア労働の処遇改善

ケア労働者や会計年度任用職員の処遇改善について県独自の施策をおこなうことに賛成ですか？

☒ **どちらかといえば賛成**

その理由と、具体的な施策（その実施時期の目安、県政全体における優先度も含めて）をお書きください。

ケア労働は県民の暮らしを支える不可欠な仕事であり、人口減少・超高齢社会が進展する中で、医療・介護・障がい福祉従事者の人材確保は、長野県としても極めて重要な課題だと認識しています。

一方で、賃金水準の抜本的な改善は、公定価格や地方財政措置など国の制度が大きく関わるため、県単独で恒久的に対応することには限界があります。県では、これまでも、医療機関、介護事業所、障がい福祉サービス事業所に対し、経営支援や人材確保のため、物価高騰対策やサービス継続支援、処遇改善支援など、県独自の支援を含め必要な対策を講じ、県民の暮らしと福祉基盤を支えてきました。

今後も、報酬改定など国による制度改善を強く求めるとともに、県として講ずべき支援についても適切に対応し、市町村とも連携しながら、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。会計年度任用職員についても、情報共有や好事例の横展開を進め、処遇改善につながる取組を後押ししてまいります。

Q8. 官製婚活、プレコンセプションケア

長野県では少子化対策の予算を使い「長野県婚活支援センター」や結婚・出産・子育て応援サイト「チアフルながの」等のいわゆる官製婚活の事業があります。

少子化対策として婚活を推進するということは、「誰もが結婚するべき」「結婚をしたからには子を産み育てるべき」という考えを県が推進することになりかねません。

本来は個人やパートナー間で決めるはずの結婚・妊娠・出産を自治体が押し付け、個人の自己決定権を侵害し、結婚したくない人、妊娠出産したくない・できない人へプレッシャーをかけ、婚姻制度を使えない同性カップルなどを排除する事業ではないでしょうか。

プレコンセプションケア

将来の妊娠のための健康管理を促す取り組み、いわゆるプレコンセプションケア教育も問題になっています。子どもを産まなければいけない、若いうちに産まなければ間に合わないと思わせるような教育や、妊娠できる体を道具のように扱う内容の配布物など、各自治体で問題になっています。

長野県外の自治体でも、官製婚活は費用対効果の薄さや多様な価値観への配慮から取りやめる動きが起きています。広島県安芸高田市は「コストをかけたが人口減に歯止めはかかっていない。行政が個人のプライバシーに関わり過ぎており、異性婚という前提は性的少数者への配慮もない」と2020年度で廃止。三重県伊賀市では2022年度で廃止しています。

Q8. 官製婚活、プレコンセプションケア

今後も少子化対策の予算を使つての婚活事業は見直しが必要だと思いますか？

☒ どちらかといえば必要

婚活事業が必要と考える場合はその理由を、見直しを検討している場合は具体的なスケジュールをお答えください。（実施時期の目安、県政全体における優先度も含めて）

少子化対策は重要ですが、結婚・出産は一人ひとりの価値観や人生設計に関わるものであり、自己決定が尊重されるべきです。信州未来共創戦略でも、「特定の価値観を押し付けるような同調圧力や不寛容な空気が生きづらさや息苦しさを感ぜさせる要因となっている」と指摘されています。

そのため、県では「寛容性」を重視し、若者や女性が自己実現を図り、希望する方が安心して結婚・出産・子育てをすることができる社会の実現を目指しております。婚活事業については、ニーズの変化に合わせていく必要があり、「どちらかといえば見直しが必要」と考えます。これまで、多様なニーズにこたえるため、メタバースによる婚活イベントの開催や、婚活支援センターの開所日の拡大など支援を拡充してきました。引き続き、多様な生き方を尊重しつつ、若者が将来に希望を持てる社会の実現に向け、結婚支援に取り組んでまいります。プレコンセプションケアは、妊娠を希望するかどうかにかかわらず、若い世代が将来にわたって健康に暮らすことができるよう、正しい知識を身につけ、自らの人生設計を考えるための支援と受け止めています。行政が特定の価値観を押し付けたり、出産を強く促したりするものではありません。

Q9. 包括的性教育、SRHR

少子化対策が議論される中、私たちは、未来に生まれる子どもだけでなく、今を生きる子ども・若者一人ひとりが健康で安心して暮らし、自分らしく生きられる社会を実現することが、県政の重要な責務であると考えています。長野県では、第6次男女共同参画計画において、「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（SRHR）の尊重」を掲げています。

また、UNESCOなどの国際機関は、子ども・若者のウェルビーイングやジェンダー平等の実現に加え、子どもたちが性暴力や性的搾取の被害者にも加害者にもならず、互いの尊厳や同意を尊重できる人間関係を築くこと、さらにはデートDV、望まない妊娠、性感染症、SNSを介した性被害などの予防のためにも、年齢や発達段階に応じた「包括的性教育」を推進することを提唱しています。

Q9. 包括的性教育、SRHR

あなたが当選された場合、知事として包括的性教育を推進することに賛成ですか。

☒ どちらかといえば賛成

県として実施・拡充すべき具体的な施策（その実施時期の目安、県政全体における優先度も含めて）についてお書きください。

子どもたちが心身ともに健やかに成長し、自分や相手の尊厳を大切にしながら安心して暮らせる力を育むことは重要であると考え、「どちらかといえば賛成」としました。性に関する教育は、年齢や発達段階に応じて、性に関する正しい知識や、人権・同意・性暴力防止などについて学ぶことが重要であり、学校教育や家庭教育との連携、保護者や教育現場の理解を得ながら進める必要があります。

県ではこれまでも、「にんしんSOSながの」による予期せぬ妊娠への相談支援やDV防止対策を進めるとともに、プレコンセプションケアの視点も取り入れた大学生・若手社会人向けのライフデザインセミナーや、乳幼児との触れ合い体験などに取り組んできました。

今後も、子ども・若者が自分らしく生き生きと活躍している社会、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

Q10. 差別しない・させない県政への取り組み

世界人権宣言には次のように書かれています。「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、すべての権利と自由とを享有することができる。」(一部略)

Q10. 差別しない・させない県政への取り組み

世界人権宣言の理念に従い、人々が差別を受けることなく、安全に安心して暮らせる長野県を、県民※とともに創っていくことを望みますか？
(※県民には、県内在住者に限らず、県内在勤者を始め、県内在学者や県内で活動を行うものを広く含みます。先日長野県議会で可決された「長野県人権尊重の社会づくり条例(仮称)」の骨子案から引用)

☒望む

あなたが当選した際に、どのような取り組みを行いますか？
人権はすべての県政の基盤であり、年齢、性別、障がいの有無、国籍、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが尊厳を持って安心して暮らせる長野県を県民の皆様とともに築いていきたいと考えています。
「長野県人権尊重の社会づくり条例」の理念を踏まえ、人権教育・啓発の充実、相談支援体制の強化、行政・学校・企業・地域との連携による差別の未然防止に取り組みます。また、多様な立場の方々との対話を重ねながら、人権が尊重される地域づくりを県政の重要課題として着実に推進してまいります。

Q11. 長野県人権尊重の社会づくり条例

先日長野県議会で可決された「長野県人権尊重の社会づくり条例(仮称)」の骨子案に記されているように、全ての人が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりを推進するための条例です。

Q11. 長野県人権尊重の社会づくり条例

本条例の内容について、現状の満足度をお答えください。

☒どちらかといえば満足

この条例について、今後の課題があれば教えてください。

本条例は、人権尊重の理念を県民と共有し、差別のない社会づくりを進める上で意義のある条例であり、多くの皆様からいただいた様々なご提言・ご意見を十分に踏まえた実効性のある条例であると考えております。
一方、条例は制定することが目的ではなく、その理念を県民生活の中で着実に実現していくことが重要であり、その具体的な成果はこれからです。
今後は、県民への周知・啓発や人権教育の充実、相談支援体制の強化、行政・市町村・教育機関・企業・関係団体との連携を進めるとともに、人権救済制度を適切に運用していくことが必要であると考えております。

Q12. 差別の拡散について

現在、国、地方自治体の多くが「差別解消」に向けた条例などを策定していますが、現実には差別が解消されるどころか、障がい者や女性、性的マイノリティ、被差別部落出身者またはルーツを持つ人々、外国籍、外国ルーツの人々へのヘイトスピーチがSNS、または公共空間で堂々と拡散される事案が年々増加しています。

このような現状についてどの様に受け止めていますか？

☒危機感を抱いている

この現状を改善するためにどのような取り組みが必要だと考えますか？
SNSの普及により、差別的な言動や誹謗中傷が短時間で広く拡散され、当事者に深刻な影響を与えている現状には強い危機感を抱いています。誰もが安心して暮らせる地域社会を築くためには、差別を許さない意識を社会全体で共有することが重要です。「長野県人権尊重の社会づくり条例」の理念を踏まえ、人権教育や啓発の充実、相談支援体制の強化、市町村や学校、企業、関係団体との連携を進めます。また、インターネットやSNSにおける人権侵害への理解を深める情報モラル教育やデジタル・シティズンシップ教育を推進するとともに、国とも連携しながら、表現の自由にも十分配慮しつつ、差別やヘイトスピーチのない社会づくりに取り組んでまいります。

Q13. 国政と地方自治

国会で可決された個人情報保護法(個人の自由侵害)、国旗損壊罪(信条、表現の自由の侵害の恐れ)、皇室典範改正案(性差別、身分差別)等の法案が、市民の理解も得られないままに議論が早急に進んでしまっています。

Q13.国政と地方自治

市民の理解が無いままに国会だけで議論が進んでしまっている現状を、地方自治体の首長を目指す候補として、どのように受け止めていますか？上記で挙げた法案について、あなたはどのように考えていますか？

国民生活や基本的人権に関わる重要な法制度については、十分な情報公開のもとで幅広い議論を行い、国民の理解と納得を得ながら進めることが民主主義の基本であると考えています。法制度ごとに論点や背景は大きく異なるため一括して評価することは適当ではありませんが、こうした法律案については、国会において論点を丁寧に示し、透明性の高い議論を尽くすことが重要だと考えます。

Q14. 地域社会の包括的ケアへの支援

今後長野県では少子高齢化が進み、医療や介護がより重要視されると予測されますが、そうした社会においてはNPO等の力を借りて社会を包括的にケアすることが必要であると考えます。しかしながら、以上のような団体は経営が成り立たず、破産するケースが後を絶ちません。

Q14. 地域社会の包括的ケアへの支援

そうした地域を包括的に支援する仕組みについて、具体的な策はありますか。

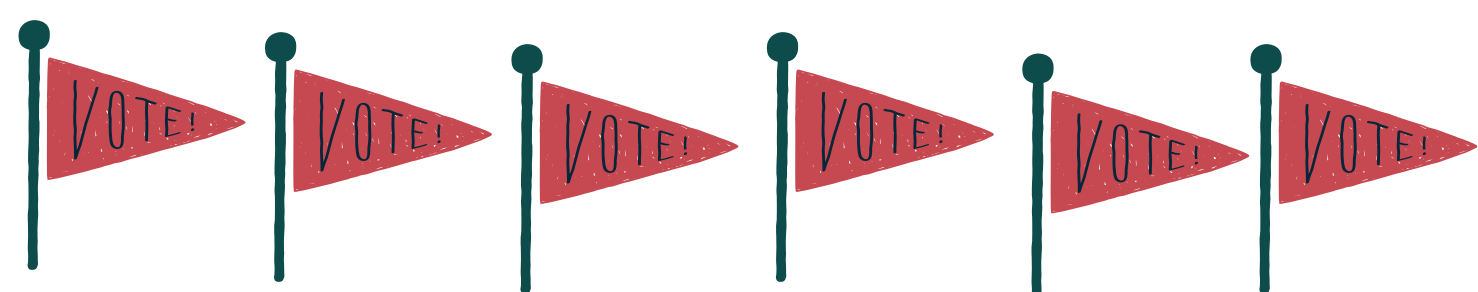
県民の皆様が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、保健、医療、介護が一体化した地域包括ケア体制の構築が必要であると考えております。

私は 30 年ほど前に神奈川県で福祉政策課長を勤めて以来、地域福祉は行政だけでなく、NPO やボランティアをはじめとする公共的な活動を行う皆様の力が極めて重要であると考えてきました。県としては、地域包括ケアの推進を担う市町村を伴走支援するとともに、令和 8 年度に介護分野の専門職やNPO など多様な主体が参画する共創プラットフォームを立ち上げ、市町村における生活支援や介護予防などの取り組みを後押ししてまいります。今後も公共セクターの皆様との連携を一層深め、それぞれの活動が持続的なものとなるよう必要な支援を検討してまいります。

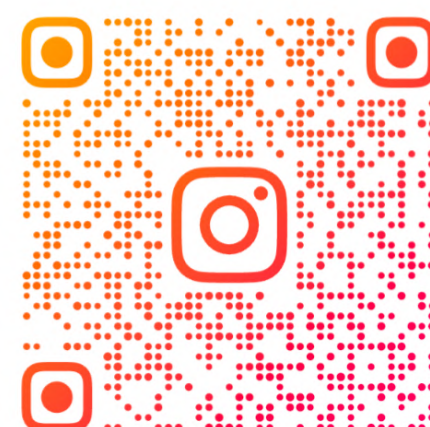
質問終了

回答結果を投票の参考にしてください！

もっと詳しくはこちら



ホームページ



Instagram

長野県知事選挙は 8月9日投開票。

投票は忘れずに！期日前投票もあるよ

